

改正

令和3年12月17日告示第78号

令和4年6月24日告示第43号

佐久穂町再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、佐久穂町内における再生可能エネルギー発電設備の新設・増設・改修（以下、「設置等」という。）を行う事業者が、町、関係行政区、近隣住民に対して事業内容を明らかにするための手続及び設備の設置等に当たり、町民の安全と安心を確保するため、遵守並びに配慮すべき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 太陽光、小水力、風力その他の再生可能のエネルギーを電気に変換する設備をいう。ただし、太陽光発電設備は設置、改修又は増設が延べ面積500平方メートル以上又は発電出力が10キロワット以上の設備をいう。
- (2) 設置事業者 再生可能エネルギー発電設備を設置（増設及び改修を含む。）、それを目的とする土地の造成を行う者をいう。
- (3) 事業区域 発電事業を行う一団の土地をいう。
- (4) 関係行政区 事業区域の境界から100メートル以内の区域を含む行政区をいう。
- (5) 地域住民 関係行政区に居住する住民をいう。
- (6) 近隣住民 事業区域の境界から50メートル以内の土地又は建物を所有する者及び居住者（法人を含む。）をいう。

(町の責務)

第3条 町は、再生可能エネルギー発電設備の設置等の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(設置事業者の責務)

第4条 設置事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令等を遵守し、災害の防止、生活環境及び景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣住民（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保つように努めなければならない。

- 2 設置事業者は、設置事業及び発電事業に起因する事故が発生しないよう適切な安全対策、保守点検及び維持管理を実施するとともに、事故が発生した場合は、速やかに対処するなど、十分な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 設置事業者は、設置事業及び発電事業に関して地域住民等から苦情があったときは、地域住民等の理解を得られるよう努めなければならない。
- 4 設置事業者は、発電事業を廃止し、再生可能エネルギー発電設備が不要になったときは、速やかに原形復旧を行うものとする。

(設置を避けるべき区域)

第5条 次の各号に掲げる区域への再生可能エネルギー発電設備の設置は避けるものとする。ただし、関係法令及び条例に規定する許可等を受けたものは除くものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)における土砂災害特別警戒区域内
 - (2) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された砂防指定地
 - (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項により指定された地すべり防止区域
 - (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩落危険区域
 - (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定された保安林
 - (6) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項の規定により指定された河川区域
 - (7) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物、第134条第1項の規定による重要文化的景観及び第144条第1項の規定により指定された重要伝統的建造物保存地区
 - (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
 - (9) 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第30条の規定により指定された長野県史跡名勝天然記念物
 - (10) 佐久穂町文化財保護条例(平成17年佐久穂町条例第76号)第18条第1項の規定により指定された佐久穂町史跡名勝及び佐久穂町天然記念物
- 2 前項で定めた区域付近や、設置個所の下流域に土砂災害特別警戒区域が指定されている区域での設置についても慎重な検討を行うこと。

(遵守及び配慮すべき事項)

第6条 設置事業者は、資源エネルギー庁が定める事業計画策定ガイドライン及び環境省が定める太陽光発電の環境配慮ガイドラインの他、次に掲げる事項について遵守及び配慮するものとする。

- (1) 事業区域内の土地の形状変更を行う場合は、当該形状変更が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限のものであること。
- (2) 排水計画については、1ヘクタール以上は長野県建設部が定める流域開発に伴う防災調節地等技術基準、1ヘクタール未満については町長が別に定める「1ヘクタール未満太陽光等発電施設実施計画書作成について」を遵守すること。
- (3) 水質保全の観点から、降雨時に濁水等が施設周辺や河川下流域へ流出しないように適切な対策を講ずること。
- (4) 工事中は、適切な場所に仮排水路及び仮沈砂池を設置する等の土砂等の流失を防止する対策を取ること。
- (5) 危険防止の観点から、設置者以外の者が構内に容易に立ち入ることがないように適切な対策を講ずること。
- (6) 周辺の環境や景観に配慮すること。
- (7) 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。
- (8) あらゆる災害を想定し、災害発生時の緊急連絡体制及び災害対応・災害復旧のマニュアルを整備すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、騒音、振動、反射光等、人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがある事項について適正な対策を講ずること。

(届出)

第7条 設置事業者は、町内で発電事業を行おうとするときは、計画を策定した時点で再生可能エネルギー発電設備計画事前届出書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(地域住民等への説明)

第8条 設置事業者は、第9条に規定する事前協議を行う前に事業計画、景観や生活環境の保全、災害防止工事の施工方法、安全対策、維持管理、発電事業廃止後の計画等について設置等の影響を受けると考えられる地域住民等に対して説明会を開催し、理解を求めるものとする。

- 2 説明会を行う対象は、地域住民等のほか、町長や区長が特に必要と認める者とする。
- 3 設置事業者は、地域住民等への説明会開催後、説明会等実施報告書(佐久穂町環境保全条例施行規則(平成17年佐久穂町規則第81号))様式第4号に關係書類を添付して、町に提出しなけれ

ばならない。

- 4 設置事業者は、地域住民等の求めに応じて、災害防止、良好な景観及び生活環境の保全に関する必要な事項について地域住民等と協定を締結しなければならない。

(事前協議及び調整)

第9条 設置事業者は、事業の概要が明らかになった時点で町と事前協議を行うものとする。

- 2 設置事業者は、設置等により騒音、振動、反射光等周辺住民の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがある事項及び第5条に掲げた法令等の規制についてあらかじめ調査し、町関係部署、その他関係行政機関と協議及び調整を行わなければならない。

- 3 設置事業者は、事業区域の雨水等の排水を河川法（昭和39年法律167号）第3条第1項若しくは第100条第1項に規定するもの又は佐久穂町公共物管理条例（平成17年佐久穂町条例135号）第2条第1号に規定するものをいう。）に放流する場合は、河川管理者から意見を聴取し、必要に応じ、治水、利水に関する措置を講じなければならない。この場合において、その内容と対応策を町長に報告するものとする。

- 4 設置等における規制については、個々の法令及び条例によるものとする。

(協定の締結等)

第10条 設置事業者は、佐久穂町環境保全条例（平成17年佐久穂町条例第108号）第23条に規定する開発協定を締結しなければならない。

- 2 設置事業者は、前項の規定により締結した協定を忠実に守らなければならない。
- 3 設置事業者は、事業区域内の土地又は再生可能エネルギー発電設備等を第三者に譲渡しようとするときは、町に報告するとともに、譲受人に対し第1項の規定により締結した協定内容及び町長及び地域住民等との協議内容並びに指示事項を承継させなければならない。

(設置後の適切な維持管理等)

第11条 設置事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置等の後も、除草、雨水等による土砂流出防止など発電設備等の維持管理に努め、必要により対策を講じるものとする。

- 2 設置事業者は、設置事業及び発電事業の実施に伴い事故等が発生した時、若しくは発生するおそれがあるとき、又は地域住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止の措置を講ずるものとする。

- 3 太陽光発電事業の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去し、廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）並びに太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（平成28

年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室)に基づき適正に処理すること。

4 設置事業者は、町及び地域住民等が実施する環境行事、環境学習等に積極的に協力し、地域振興に努めるものとする。

(指導)

第12条 町長は、この要綱に定めるもののほか、必要があると認めるときは、設置事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導することができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月17日告示第78号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月24日告示第43号)

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

再生可能エネルギー発電設備計画事前届出書

年 月 日

(申請先)佐久穂町長

事業者

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び代表者の印)

担当者

連絡先

再生可能エネルギー発電設備を計画するにあたり、佐久穂町再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関する指導要綱第7条の規定により、関係書類を添えて届出します。

再生可能 エネルギー 発電設備	名 称	
	所在地	
	面 積	平方メートル
	発電出力	キロワット

※太陽光発電設備については設置、改修又は増設が発電出力10キロワット以上の設備を計画している箇所すべてについて届出ること。